

フランスの移民政策とそのディスコース

中 谷 真 憲

はじめに

二〇〇五年秋に発生した郊外を舞台とした若者たちの暴動事件を受けて、フランスでは移民の取り扱いに関する大きな政策変更が行われた。サルコジ内相(当時)のリーダーシップに基づく「移民及び統合に関する二〇〇六年七月二四日の法律第二〇〇六一九一一号」(以下、二〇〇六年移民法と呼ぶ)による選択的移民政策の導入である。同法によって、フランスは、家族呼び寄せを中心としたこれまでの移民受け入れのあり方からの転換をはかり、国家が積極的に高い能力を持つ移民を選択する方向へと進むこととなった。

この法律の理念は、押しつけられた移民 (immigration subie) から選択的移民 (immigration choisie) へ、と説明されたが、ここには、これまでは移民の都合による移民の受け入れにすぎなかった、というニュアンスがあると見ていいだろう。

具体的な法律の中身として目を引くのは、「滞在許可証へ能力・才能⁽¹⁾」の新設⁽²⁾や、フランスにおける十年間以上の居住証明に基づく滞在の例外的許可(正規化)規定の廃止⁽³⁾、「滞在証へ個人及び家庭生活⁽⁴⁾」の交付条件の厳格化、そして「受入・統合契約」(二〇〇三年導入)の義務化⁽⁵⁾などである。

しかし、これらの大改正にもかかわらず、移民政策をめぐるフランスの議論の枠組み自体は実はそう変化してはいないのではないか、と思われる。たしかに選択的移民、という語には共和主義的な普遍主義からの逸脱を想起させるところがある。とはいえ、「滞在証 \wedge 能力・才能 \vee 」の新設を除いては、二〇〇六年移民法も基本的にこれまでの移民法改正、ないし国籍法改正の中でとりあげられてきた右派の考え方の延長線上にあるものに過ぎない。同化できないものをあらかじめ「入り口」段階で見分けて排除しようとする二〇〇六年移民法の発想は、たとえば一九九三年の国籍法改正における「意思表明条項」や、移民に対する規制を強化したパスクワ法と精神を一にしている。これらは社会党ら左派が言うように、開かれているはずの共和主義の否定なのだろうか。左派にとってはそうだが、右派にとってはむしろ共和主義の強化である。右派は移民が滞在許可証や国籍取得をするに当たって、共和国精神を理解しフランス語能力がある、ということ求めているからである。

右派、左派がともに共和主義にこだわりながら、その解釈が異なるとすれば、議論の主戦場がますます共和主義と移民政策との整合性の問題に固定されがちになるのは当然であろう。こうして移民政策は、共和主義を巡る論争の中で展開されるという現象が常態化することになる。これはフランスの顕著な特徴である。

暴動にまで発展したフランスの移民問題を、人の移動が激しくなったグローバル化時代におけるさまざまな矛盾の先鋭なあらわれと見ることはたぶん間違っていない。この見方は敷衍すれば、世界の先進国で多かれ少なかれどこにも起こりうる例として、フランスの問題をとらえる考え方に行き着くだろう。しかしながら他方で、その暴動の規模の大きさや激しさは、フランスの例がいくぶん特殊なものではないか、と思わせるものもっている。フランスの移民問題に特殊性があるとすれば、それはすなわち先に顕著な特徴として述べた、問題の論じ方そのものと関わるのではないか。いずれにせよ今日のフランスの移民問題を考える上で、そこに特殊性があるとしたら何に由来するものであるのか

について、考えておくことは有益であろう。以下、このことを目的にこの小論をすすめるものとする。

註

(1) 二〇〇六年移民法 (Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration) の改正点については、高山直也「フランスにおける不法移民対策と社会統合」(国立国会図書館『外国の立法』N° 1130、二〇〇六年十一月) が詳しい。

次章でも原文と照らし合わせた上で依拠した。以下のURLで読むことが可能。http://www.rndi.go.jp/jp/data/publication/legislation2006.html

また、同法と入国滞在法典 (Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile) そのものについては、http://www.legifrance.gouv.fr/ から参照した。

- (2) 入国滞在法典L第三一五―条とL第三一五―九条、二〇〇六年移民法第一五―条
- (3) 入国滞在法典L第三一三―一四―条第三項、二〇〇六年移民法第三二―条
- (4) 入国滞在法典L第三一三―一―条、二〇〇六年移民法第三一―条
- (5) 入国滞在法典L第三一―一―九条、二〇〇六年移民法第五―条

第一章 移民問題の全体的枠組

(一) 移民受け入れに関するフランスの特徴

フランスは、過去二世紀にわたってヨーロッパでもっとも移民を受け入れてきた国であり、アメリカやオーストラリアにも似た移民国としての歴史を有している。たとえば一九三〇年の時点で、人口十万人あたりの外国人人口はフランスが五一五人であるのに対しアメリカは四九二人であり、アメリカをも凌駕していたことになる。⁽⁶⁾

フランスが移民に対して開放的であった理由は、人口増大への指向、植民地との歴史的つながり、共和主義的な理想、そして労働力補填の必要、などさまざまな数え上げることができる。ホスト国であるフランス側の要因として最大のものと言うまでもなく、労働力の補填であり、これは十九世紀から第一次、第二次大戦後に至るまで、もっとも自覚的に追求された。十九世紀の産業発展は都市部での労働力を必要としたし、大戦後はまずは戦後復興のため、そして経済成長のための労働力が不足したからである。

フランスはこの労働政策としての移民受け入れをコアとしながら、上に挙げたその他の要因によって、移民の流入に概して無頓着⁽⁷⁾といつてよい姿勢を見せてきた。言い換えれば、外からの労働力を必要としている社会状況がある限りは、レッセ・フェールの⁽⁷⁾で市場任せの移民流入が放置され、不法移民もかなり安易に事後承認するような傾向があったのである。

たとえば一九五〇年代から六〇年代の経済成長期にフランスにやってきた移民は、国立入国管理局（O.N.I.）の正式な手続きによらない不法入国であっても、ひとたびフランスの地を踏んでしまえば比較的簡単に合法的地位を得ることが可能だった。⁽⁷⁾移民は、戦後当初はヨーロッパ諸国出身者が多くを占めたものの、一九六〇年代に入りヨーロッパ諸国の経済環境が平準化していくにつれ、彼らに代わってマグレブ（モロッコ、チュニジア、アルジェリア）諸国出身者が、そして七〇年代末からは東南アジア出身者、九〇年代からはサハラ以南出身者が増大していく。⁽⁸⁾

今日のフランスにヨーロッパ諸国中最大の、五〇〇万人とも推計されるムスリム（イスラム教徒）が居住しているのは、明らかに植民地との歴史的つながりによる。第三共和制のフランスは、内に対しては国民国家としての充実、外に対しては植民地支配の推進、というヤヌスの顔を持つ体制であったが、それは「啓蒙の思想」と「普遍主義の理想」の二様の現れ方であったと言える。植民地では、フランス文明の光の下に植民地住民を教化せんとして、フランス語教育

をはじめとする同化政策が熱心に展開され—しかし権利と法的地位に関してはフランス人とめったに同じではなかった—結果として、アフリカの地には広大なフランス語地域が広がることになった。第二次大戦後に非植民地化が進む中で、経済的チャンスを求めるフランス語圏アフリカの人々が、移民となってフランスを目指すのはごく当たり前の成り行きであった。そして、ホスト国フランスの側も、労働政策上の必要性、かつての宗主国としての鷹揚さ、人権大国としての意識、などが微妙に入り交じりつつ移民を迎え入れることになる。少なくとも戦後の「栄光の三十年」の間は、移民に国を閉ざす理由は存在しなかったのである。

フランス社会の移民受け入れに対する無頓着な姿勢にはおそらく、より散文的な事実も介在していた。つまり、移民に関する統計的なデータが不足しており、事態の客観的な把握が難しかったのである。フランスにおいてはエスニック的帰属も宗教的帰属も個人の事柄に過ぎず、そういった事柄についての公式の統計が保存されない。回答者の宗教が特定された国勢調査は一八七二年が最後であり、一九七八年には人種的、エスニック的データに関する公式統計の記録が法的にも制限されているほどなのである。⁽⁹⁾ むろんこのこと自体が共和主義思想に由来することは言うまでもない。しかし、逆に無責任な当て推量の数値が飛び交うことをむしろ許してしまうことになる。たとえば、ムスリム移民の数は研究者や公的機関の推定ではおおよそ最大五〇〇万人あたりに落ち着くことが多い。⁽¹⁰⁾ しかし、公式統計がないがゆえに、ずっとより過大な数字が政治的意図の元で極右国民戦線等にプロパガンダとして利用されても防ぎようがない。⁽¹¹⁾

また、エスニック的、宗教的な移民の内訳だけでなく、移民の総数についても分からないことが多い。統計は「外国で生まれ出生時にフランス国籍を持っていなかったフランス定住者」である移民一世—この中には定義上、フランス人と外国人の双方が含まれる—については記録しても、国民に組み入れられた移民二世、三世については痕跡を残さないからである。特に、三世については国籍の自動取得条項が生きている限り、出生地主義と血統主義の組み合わせの中

で、自動的に必ずフランス人となるため、正確な統計的把握は非常に困難である。一九九三年の国籍法がこの自動取得条項を廃止する以前の条件で、移民一世が国籍を取得しなかった場合でもその子孫たちはどうなるかを考えてみよう。

見通しをよくするためにやや簡略化して記すが、「外国生まれの外国人の両親のもとフランスで生まれた子供たちは外国人（A）」である。この移民二世である（A）は未成年の間はその親によって国籍取得の手続きを取ることができ、また一八歳の成人時にフランス国籍放棄の宣言をしない限りは、フランス国籍を「自動的に」取得できる。（A）がフランス国籍を取得した場合は、その子供の三世は「両親のうちどちらかがフランス人であれば、その子はフランス人」であるため自動的にフランス人となる。また、移民二世である（A）が国籍を取得せず、フランス人と結婚しなかったとしても、その子である三世は「フランスで生まれた外国人の両親のもと、フランスで生まれた子供は出生時にフランス国籍を有する」ため、結局は「自動的に」フランス人となる。¹²

このような開かれた国籍のあり方は、フランスこそがもっとも平等主義的で差別のない国だという誇りを生んできた。市民権に段階を設ける「アメリカのように、あるいはかつてのヴィシー政府のように——ことは、一級市民と二級市民を作り出すことであり、国籍＝市民権については、「もつか、もたないか」の選択しかないのだ、という考え方が社会に広く浸透しているのである。¹³そしてたしかに生粋のフランス人（Français de souche）同様の国民としての権利を、数多くの移民に与えてきたこの国を、多文化主義的立場に立たないというそれだけの理由で差別的だと見なすことは間違っているだろう。フランスは紛れもなく大変に「開かれた国」であり、移民を国家の構成員として抱えていくことに寛容であり、無頓着なのである。

しかしながらこのことは、国民としての根本的な権利を与えている以上、その後のことは個人的事柄に属する問題だ、という態度に帰着しやすい。権利としての「入り口」をどう設計すべきかという議論、つまり国籍付与を規定する

国籍法や、国民化につながる定住をコントロールする移民法（入国滞在法）に関する議論が—左右両派の間で対立しつつ—盛んであるのに比べ、**実質的な社会統合政策**がなかなか進まないのはこのためである。フランスは同化主義もしくは統合主義であると思なされがちであるが、実際は社会統合のための権利を論じているのであって、事実としての積極的な同化、統合を進める政策にはむしろ欠けていると見るべきだろう。

（二）移民問題の登場と政策の蛇行

現在の移民若年層問題の根本は、一九七四年の移民の受け入れ停止に始まる。石油ショックによる全欧的な景気後退の中で、フランスも他の欧州諸国と同じく移民の受け入れを停止した。この時期にはすでにマグレブ系が、ついで九〇年代にはサハラ以南アフリカ諸国出身者が移民流入の中心となっていくフランスの場合、石油ショック後の帰国奨励策にもかかわらず、本国のさらに劣悪な環境を嫌った移民の多くは出国する道を選ばず、また家族再結合の権利は一九七八年のコンセイユ・デタの判決によって守られている⁽¹⁴⁾ために、移民は増えこそすれ減ることはなかった。フランスに、他の国に比べて目立つ点があるとすればそれは、上述のように移民の子供が国民に転化しやすいシステムを有しているがゆえに、経済的にそして広く社会的に、劣悪な環境で育つ新たな国民や潜在的国民を大量に抱えてしまったことにある。そしてこの実質上の二級市民は、国民としてのフルな権利を持っている—あるいはもつはず—ことから、問題がcaえって看過されやすい立場におかれた。

何よりも万人平等の公教育が、移民をエスニック的、宗教的出自から解放し共和国の市民へと生育していくことが期待されていたし、大学に至るまで無償であるフランスの教育制度が能力向上のための機会の平等を保障しているはずでもあった。その期待がガラガラと音を立てて崩れ去ったかに見えたのが、パリ郊外のコレージュ（中学校）を舞台と

して始まった、一九八九年のイスラム・スカーフ（ヴェール）事件である。この事件については後の章でまた取り上げるが、ここでは彼女たちが一九七四年以後の環境で育ち、この頃にちょうど思春期を迎えた年頃であったことにだけ注意を促しておこう。

一九八〇年代以降の政府の移民政策は、政権後退があるたびに右派と左派でシーソーのように揺れてきた⁽¹⁵⁾。それは主に入国管理、不法移民に対するコントロール、滞在許可証の取得、国籍の取得、などの条件を巡るもので、おおむね右派が厳格化し左派が緩和するという形で、入国滞在法と国籍法の改正に結びついてきた。

言葉の罫に陥らないために付言しておけば、不法移民（サンパピエ）は必ずしも不法に入国、滞在してきた者を指すのではない。正規に入国、滞在してきて、ある日突然に滞在許可証取得の条件が厳しくなったがためにそれを更新することができなくなったものをも含むのである。⁽¹⁶⁾一九九三年の改正移民法、通称バスクワ法が生み出した状況はこの典型であり、従来は認めてきた「フランス生まれの子供の親」としての正規化の権利を廃止したため、非正規滞在者が急増した。子供が親と住む権利自体は尊重されるため、こうした例では親も国外退去にはならず居留し続ける点は変わらな⁽¹⁷⁾い。一九九六年のサンタンブローワーズ教会の占拠に始まるサンパピエの正規化を求める運動はここに原因があった。⁽¹⁷⁾一九九七年にジョスパン社会党内閣が発足すると、即時にサンパピエの正規化が通達されるのだが、つまりフランスはつねに、右派的な「秩序の回復」志向と左派的な「人道への配慮」志向の間で揺れ動いているのである。実際、フランスの正規化の頻度は、欧州諸国の中でもっとも高い。⁽¹⁸⁾

国籍法についても、上述した「自動的な」国籍付与の条項が無自覚なペーパー・フランス人を生むという判断で右派に問題視され⁽¹⁹⁾、左派がそれをまたもとに戻す、というぶれが見られる。一九九三年の改正国籍法では、第四四条の「自動取得条項」を右派バラデュール政権が廃止し、国籍取得にはその「意思の表明」が必要とされるよう改められた。し

かし一九九七年に左翼が政権を取り戻すと「自動取得条項」は五年間のフランス居住を条件として復活し、成年に達する前の宣言による取得も可能となった。⁽²⁰⁾ 興味深いのはこの条項が実際には、国籍取得にほとんど変化を及ぼさなかったことである。たとえばハーグリーヴズの挙げる数字に従えば、⁽²¹⁾ 自動取得条項が削除され「意思の表明」が必要となっていた一九九六年に、これに則った国籍取得は二九八四五名であったが、これは一九九三年以前の「自動条項」による取得数の推計二四〇〇〇名程度と大きく変わらない（むしろ増加している）。また、左翼が自動取得条項を復活させたあとの二〇〇三年をとってみると、宣言による取得が二九四一九名、自動取得が四七一〇名であり、早い段階で国籍を取得してしまおうという移民二世の意図がうかがえる。

入国滞在法、国籍法といった移民の「入り口」でのコントロールが左右両派の象徴ゲームの様相を呈し、それが移民の適切な管理という本質的解決には一向に結びついていない⁽²²⁾ 一方で、低家賃公共住宅（HLM）の集まる郊外に犯罪、暴力事件が多発することはすでに七〇年代の終わりから認識されはじ

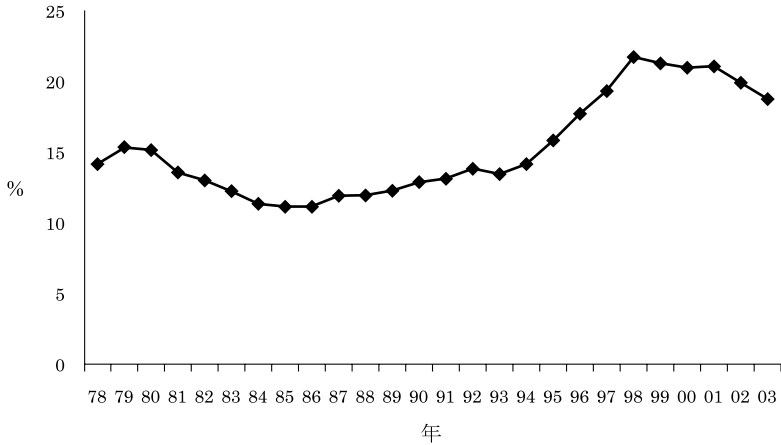


図1 重罪・軽罪に関する刑事・司法捜査着手の対象人数における未成年者（18歳未満）の割合（1978年～2003年）

出典：Bauer et Rauffer, p. 123

め、またそれらは八〇年代の半ばより、持続的に上昇する傾向を見せてきていた（図1）。このような治安の悪化と失業率との関係には政府も十分に気がついてはいた。

二〇〇二年に国立統計経済研究所（INSEE）は、「問題の起きやすい地区（ZUS: Zones urbaines sensibles）」では、「顕著な人口減少にもかかわらず失業が非常に増加している」と報告している。フランス本土の七一六のZUSのうち（一九九九年の時点で四六七万人が居住）、一九九〇年には四〇万人程度だった失業者が一九九九年には五〇万人程度に増加（十二・八パーセント²⁴）。また、表1に見るようにZUS住民の一五―一九歳の男性と二〇歳―二四歳の男性の失業率を一九九〇年と一九九九年で比較した場合、それぞれ、二六・四パーセントが四四パーセントへ、二三・五パーセントが三七・二パーセントへと大幅に上昇している。この場合も、統計はあくまでZUS全体での数値であって、住民のエスニック別の統計はない。しかしおそらく、移民のそれだけに限れば失業率はさらに高い数値になる可能性がある。移民の家庭の親世代の技能資格の乏しさは、子供の社会進出にハンディとなったであろうし、やはり実際の雇用の場、労働市場において民族的出身が無関係であるかといえはそれはそうではないからである。

差別はフランスだけの問題ではないが、エスニック別政策を忌避するフラ

表1 地域別にみた若年層の失業率（1990年、1999年）

%	フランス全国		ZUS を含む都市部		ZUS	
	1990年	1999年	1990年	1999年	1990年	1999年
男性の失業率						
15歳～19歳	16.3	24.1	19.1	29.7	26.4	44.0
20歳～24歳	14.8	22.5	16.7	25.2	23.5	37.2
女性の失業率						
15歳～19歳	28.6	35.1	29.1	36.4	36.3	50.7
20歳～24歳	25.3	28.4	24.1	27.4	33.0	39.5

出典：Hargreaves (2007), p. 55 (Source: INSEE data in HCI 2003: 38.)

ンスの場合、是正への取り組みが遅れたのは事実である。イギリスの人種平等委員会 (CRE: Commission for Racial Equality) に相当するような「差別と平等のために戦う最高機関 (HALDE: Haute Autorité de Lutte Contre les Discriminations et pour l'Égalité)」をフランスが設けたのは、加盟国に独立した反人種差別の機関を設置するよう求めるEU指令が出て五年が経過した二〇〇五年のことである⁽²⁵⁾。

二〇〇五年の暴動後の報道だが、ヴァル・ドワーズ県のサルセル市の市長は、地域のアソシアシオンへの国の補助金が二〇〇三年以降、二〇パーセントも削減されたため、職業訓練支援や識字率向上のための活動ができなくなったと語っている⁽²⁶⁾。この市長の憤激は「地区によっては失業率が三〇パーセントを超えているというのに、ユーロも出せないというのか」という言葉によく表れている。

別の観点から見てもよい。ある郊外の治安問題の専門家は事態悪化の理由の一つを、郊外対策を審美的な空間の再生を優先に進めるという政策ドクトリン上の方向性が間違っていたことに求めている⁽²⁷⁾。実は、この点に関しては政権交代にもかかわらず政策の継続性が見られるのが面白い。

ここでは簡単に触れるにとどめるが、都市計画好きのミッテラン政権は一九九一年に都市問題を専門に扱う都市省を発足させていた。八〇年代後半から頻発するようになった郊外の問題に対しても都市政策上の対処が重要であると考えたこの左派政権は、上に述べたZUSを一九九六年に指定して、低家賃住宅の改修や市街地の整備などの公共事業を重点的に進めたのである。これは言うなれば、古くみずばらしくなった低家賃住宅街を空間的・審美的に再生して周辺地域との再統合を進めようとするものであった。この発想は右派政権になっても引き継がれ、「都市グランプロジェクト (GPV: Grands Projet de ville)」などの枠組みのもとで、都市空間の再生という手法による郊外問題への取り組みは続いている。しかし財政的に多大な費用を費やしたこれらの事業も、治安上の効果には乏しかった⁽²⁸⁾。

(三) まとめ

フランスの移民問題にはさまざまな要因が絡んでいいるが、以上のように見てくると、

- (1) 植民地との歴史的つながりによる移民の野放図な受け入れ、が根底にあり
- (2) 右派の秩序志向と左派の人道志向の間で移民政策が象徴ゲーム化し、
- (3) データの不足から実態把握が遅れる中で、
- (4) その移民政策は「入り口」のコントロールに終始する。一方、
- (5) 国籍取得をした後の「社会的現実」は基本的に個人の問題として扱われがちで、
- (6) 実質的な政策オプションにも乏しい。

という姿が浮かび上がってくる。そしてそのすべての段階に根底的影響を及ぼしているのが共和主義であり、国籍と公教育が統合を保障するという幻想である。

共和主義は議論のすべてのレベルに関係してくるがゆえに、論理が自己撞着を起こしやすい。共和主義的政策が悪いというよりも、共和主義そのものが目くらましになって何も進まないのが問題なのである。

フランスは民族的出自に基づくコミュニティの形成は国民を分断するものとしてこれを拒否し、均質で普遍的な国民（ナシオン）からなる国家という形にこだわる。フランスの移民政策とはつねに、「啓蒙思想とフランス革命に由来する共和主義的理想を实践することで、外国人をナシオンへと変形すること」⁽²⁹⁾であった。その結果、「共和主義的同化モデルでは、（移民）二世代のエスニック的、民族的出自は消し去られて、フランス人の子供との見分けはほとんど見分けがたいものとなる」⁽³⁰⁾が、見分けがなくなるがために統合が進んでいるという錯覚も起きやすい。国籍があっても統合とは言えないのではないか、という問いに対しては、フランスは公教育があると考ええる。共和国は学校に似ており、

その学校は共和国に似ているのである。

共和国は人種的相違を等閑視し、宗教的帰属を脱ぎ捨てた学舎で、「フランス人、移民の子供双方に共通の市民文化シヴィル・カルチャーとフランスの価値観への誇りを教え込もうとする」⁽³¹⁾。

ではしかし、その学校の中で共和主義が挑戦されたらどうなるのか？フランス人がイスラム・スカーフ事件に感じた恐怖はそこにあるが、それを論じる前にいったん、最近の重要な移民法改正を概観して、現在の移民政策の潮流と共和主義との関連を探っておこう。

註

- (6) Gérard Noiriel, "La République des étrangers" dans Dictionnaire Critique de la République (Vincent Duclert et Christophe Prochasson ed. Flammarion, 2002), p. 327
- (7) Amélie Constant, "Immigrant Adjustment in France and Impacts on the Natives" in *European Migration: What do we know?* (Klaus F. Zimmermann ed., Oxford, 2005), p. 273
- (8) Jacques Barou, *Europe, terre d'immigration: Flux migratoires et intégration*, PUG, 2001, p. 95
- (9) Jonathan Laurence and Justin Vaisse, *Integrating Islam: Political and Religious Challenges in Contemporary France*, Brookings Institution Press, 2006, p. 17
- (10) *ibid.*, pp. 19
- (11) *ibid.*, pp. 17-8 極右の国民戦線は六〇〇万から八〇〇万人と過大に見積もりフランスの伝統の危機をあおる。また、各イスラム団体が政治的意図をもって自団体に所属する信者の数を水増しすることもある。
- (12) 中野裕二『フランス国家とマイノリティー共生の「共和国」モデル』（国際書院、一九九六年）六八一―六九頁、および、Michèle Tribalat (dir.), *Cent ans d'immigration, étrangers d'her Français d'aujourd'hui*, PUF, 1991, p. 8 参照。
- (13) この典型はレシス・ドブレが、「アメリカのデモクラシーとフランスの共和制の比較を念頭において書いた有名な論考」あ

またはデモクラットか、それとも共和主義者か」で述べた考え方である。一部を引用しておこう。「共和制におけるシティズンシップは事実の問題ではなく、権利の問題である。たとえ、市民の投票権は持っているか持っていないかであって、持っているのならば、全面的に持っているのである。人民主権は分割して与えられるものではないし、政治的権利には上下の関係があるわけでもない。ところが、デモクラシーにおいては、ファーストクラスの市民、セカンドクラスの市民、サードクラスの市民といった区別が可能なのである。」「水林章の訳による。『思想としての共和国』日本のデモクラシーのために』(レス・ドゥブレ・樋口陽一・三浦信孝・水林章、みすず書房、二〇〇六年)、十二頁]

- (14) Amelie Constant, *op. cit.*, p. 274
- (15) 外国人政策の変遷について、高山直也が一覧表を作成しているので参照されたい。高山直也「フランスにおける不法滞在者の隔離措置の変遷」(国立国会図書館『外国の立法』二三三三号、二〇〇七年九月)
- (16) Faiza Guelamne, *Intervent auprès des populations immigrées*, DUNOD, 2000, p. 22 (その点をほゞきり指摘している)。
- (17) 稲葉奈々子「サン・ピエと市民権」(三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店、二〇〇一年所収)、五二頁
- (18) Philippe de Bruycker (dir.), *Les Régularisations des étrangers illégaux dans l'Union Européenne*, BRUYLANT, 2000, p. 49 (によれば一九七四年から二〇〇〇年の統計で、スペイン、イタリア、オランダ、イギリス、ベルギーと比較して、フランスは一番頻度が高く平均四・三年間隔で正規化を行っている。これはイギリスの二倍の頻度に当たる)。
- (19) 右派のこの動きの背景にはむしろ極右の国民戦線の伸張という事態がある。Vincent Viet, *La France immigrée: construction d'une politique 1914-1997*, Fayard, 1998, p. 463
- (20) 共和主義的議論が国籍法を象徴ゲームのように扱ったことについては、拙稿「フランスにおける移民の社会統合と共和国理念」(河原祐馬、植村和秀編『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂、二〇〇六年)でも論じている。
- (21) Alec G. Hargreaves, *Multi-Ethnic France: Immigration, Politics, Culture and Society (second edition)*, 2007, p. 30
- (22) Ralph Schor, *Histoire de l'immigration en France: de la fin du XIX^e siècle à nos jours*, Armand Colin, 1996, pp. 281-2. パスクワ法改正の際も、ロカールがそれは選挙対策に過ぎず、効果的でないばかりか社会的に危険だと批判している。同法が移民問題の解決にならなかったのは事実だが、一方、移民規制に関するこのような左派の批判も常套句である。
- (23) ZUSは一九九六年に指定され、二〇〇六年現在で七五二に増えている。

- (24) Alain Bauer et Xavier Raufert, *Violences et insécurité urbaines*, op. cit., p. 52
- (25) Hargreaves, op. cit., p. 58
- (26) http://www.lemonde.fr/banlieues-un-an-apres/article/2005/11/05/la-reduction-des-aides-exaspere-les-maires-de-banlieue_706879_706693.html (二〇〇八年七月二五日現在)
- (27) Bauer et Raufert, op. cit., p. 53
- (28) *ibid.*, p. 53
- (29) Amélie Constant, op. cit., p. 264
- (30) *ibid.*, p. 264
- (31) *ibid.*, p. 264

第二章 二〇〇六年移民法と共和主義

移民政策における画期をなしたとされる二〇〇六年移民法だが、その内容を箇条書き風に簡単にまとめておく。

(一) 注目点

・「滞在許可証 \wedge 能力・才能 \vee 」の新設について

L第三一五―一条は、この滞在許可証の交付対象者となる外国人とは「その能力と才能によって、フランス及び当該の者が国籍を有する国の経済発展又は威光、特に知的、科学的、人道的若しくはスポーツの威光に著しく及び持続的な方法で貢献する可能性をもった」もの⁽³²⁾、と定める。期間は三年であり、通常の滞在許可証の一年に比べても優遇されていることが分かる。更新も可能であるが、アフリカの約六〇カ国で構成される「優先連帯圏域 (la zone de solidarité

prioritaire) 出身者の場合、それは一回に限られており、移民創出国の人材流出懸念にある程度配慮したものであることが分かる。

・一〇年間の常住による正規化の廃止について

「二〇年以上前からフランスに常住している外国人」に対する滞在証交付が、これまでのように「当然に」認められるのではなく、個別のケース毎に判断されることとなった。

一定期間の常住証明による正規化の規定は基本的に社会党政権下の一九八四年以来存続してきた。一九八四年の移民法⁽³³⁾(第一条)では、「一九四五年十一月二日のオールドナンヌ第四五―二六五八号」を改正して、その第一条で、三年以上継続してフランスに正規に居住している外国人に対して「居住者証 (carte de résident)」を交付するとした他、たとえば、三年の在住証明ができる無国籍者(第一五条七項)、一五年以上の常住を証明できる外国人(同条九項)などについても、当然の権利として (en plein droit) 自動的に居住者証を交付する、と規定していた。この「常住証明による自動的な正規化」という考え方は、右派の攻撃的になり、上の第一五条九項は政権交代ごとに廃止、復活を繰り返すことになる。

・家族呼び寄せの条件の厳格化について

これまでは外国人は一年間正規に滞在していれば、配偶者および一八歳未満の子供をフランスに呼び寄せることができた(入国滞在法典⁽³⁴⁾第四一―一一条)。これが、二〇〇六年移民法第四四条によって一八ヶ月の正規滞在が必要とされるようになった。また呼び寄せのための、収入の基準もより厳しいものとなっている。

・受入・統合契約の義務化について

「受入・統合契約 (contrat d'accueil et d'intégration)」は二〇〇三年七月より試行されていたが、二〇〇六年移民法

によって滞在証交付の際に、当該外国人がフランス国家との間にこれを結ぶことが義務づけられることになった⁽³⁵⁾。これは、「はじめにフランス滞在を許可された、又は一六歳から一八歳までの間にフランスに正規に入国し、継続してとどまることを望んでいる外国人は、フランス社会への共和・国的・統・合・の・準・備・を・す・る⁽³⁶⁾」と規定するものである。また当該外国人は市民研修 (formation civique) や必要と認められた場合は語学研修を受けなくてはならない⁽³⁷⁾。注目されるのは、この市民研修の内容として、「フランスの制度及び共和的価値観、特に男女平等とライシテの紹介⁽³⁸⁾」があげられていることであろう。

・ 国外退去義務の新設

これまでは滞在証の交付拒否から、一ヶ月を過ぎても当該外国人が国外退去しなかった場合に、はじめて県知事（パリ市の場合警視総監）が退去命令を出していたが、二〇〇六年移民法はそれを、滞在証の交付拒否通知と同時に出すように改めた（第五二条）。また、国外退去除外規定を見直して、「フランスに一五年以上前から常住している」ものも対象外とはされなくなった⁽³⁹⁾（第五五条）。

(二) 共和主義との関連

煩雑な改正点のうちとくに注目される点のみあげてきたが、二〇〇六年移民法は全体として家族呼び寄せによる移民を抑止し、不法滞在の移民の取り締まりを強化し、そして共和国精神の遵守を求めていることがわかる。

「選択的移民」を導入したとはいえ、それもまた特定の民族や特定の国家などの差別的な取り扱いを定めたものではなく、あくまで個人のスキルにもとづく「選択」であり、普遍主義的な移民の取り扱いという共和主義的原则は保たれている。また、とりわけ移民に対して「受入・統合契約」によって「フランス社会への共和・国的・統・合 (intégration)

républicaine dans la société française)」をもとめ、あるいはライシテ(政教分離原則、非宗教性原則)の理解をもとめる措置を講じていることなど、むしろ露骨なまでの共和国精神の押しつけといっても良い内容である。共和国に統合しようとする移民を排除し、共和国原理を自覚させようとする二〇〇六年移民法は、不法移民の排除を進めた一九九三年のバスクワ法や、意思表示を国籍取得の条件としたメエニューリー法⁽⁴⁰⁾の発想とまっすぐにつながっている。

むろんこれはなんら偶然ではない。サルコジは二〇〇五年秋の郊外暴動に際しても、騒擾事件を起こす若者たちをころつき(tracalle)と呼び、テレビカメラの回っている中で彼らを追い出してしまおうではないか、と言ったのけた政治家である。国家の益にならないばかりか社会を混乱させる移民などいらない、という姿勢には本来バスクワ元内相以上に強硬なものがあった。従来にない「選択的移民」という考え方があまりに強調されたために、二〇〇六年移民法は何かそれまでの移民政策にない斬新な政策に映りがちであるが、実際は不法移民の排除と家族呼び寄せの抑制という右派の伝統的な移民政策の強化といった側面の方が強いと見るべきである。

(三) 政策の実効性

二〇〇六年移民法は、右派による共和国原理の解釈の常として、移民に統合か排除かの二者択一を迫るものである。移民として受け入れるマイノリティの人道的問題や尊厳に配慮した上であれば、ホスト国が社会的伝統の発展や維持を願うのは当然であり、また法治国家として責任ある移民管理を行うことも当然である。「入り口」の段階で、自国の基本的な価値観についての理解を求めることが間違っているわけではない。問題はそれを実効性があるかどうかという点であるが、長年にわたって居住してきた移民であっても統合できないものは追い出し、新たな移民に対してはフランス語と共和國的価値観を教え込むという手法には危うさがつきまとうように思われる。特に以下の三点である。

第一に、そもそも、フランス語能力を求めたのであればマダガスカル諸国をはじめとするアフリカの旧植民地出身者が圧倒的に有利である。他方で、アジアやアメリカ、南米からの移民はフランス語を母国語としてはいないが、一般的に言って「選択的移民」の掲げる優秀な科学者などはこちらの方が多いただろう。しかしながら、たとえばアジアから大学教員が配偶者を伴ってフランスに研究留学する場合でも、その配偶者も「受入・統合契約」に基づいて語学学習などを強制される可能性がある。特に理系の研究者の場合、その配偶者にまで過大な語学の負担をかけることがフランス留学の魅力を増すとはおよそ思えない。また他方、ホスト国フランスの「入り口」まで来てから共和国的価値観遵守の誓約を求められ、よし反発したとしてもまじめに拒否するものがどれだけいるだろうか。二〇〇六年移民法の発想が一九九三年のメニユリー法に相似するものであることはすでに述べた。その「意思表示」の義務化を巡っては右派と左派の間で激しい論争があったが、実際にはそれは国籍取得の意志を左右するほどの意味をほとんど持たなかった。このことも想起すべきであろう。

第二に、この移民法のもとでかえって不法移民の増大に拍車が掛かる可能性である。ある移民問題の専門家は、十年の常住による自動的な正規化の廃止や、「滞在証（個人及び家庭生活）」の交付条件厳格化がうたわれた二〇〇六年移民法案が出された際、それがますます、不法移民であるサンパピエを増大させると警告している⁽⁴⁾。フランス人の配偶者や外国人の家族などでそれまで正規の移民であったものにも規定の拘束力が及ぶ結果、不法移民に転落するものが多数出ることが予想されたからである。また、一方では、家族に合流するためにフランスに合法的に来るものは後を絶たないと考えられ、それがこの新法の下で不法移民とされても、今度はヨーロッパ人権条約がその追放を妨げる可能性があるために、「正規化することも追いつくこともできない」状態の移民が続出しかねない、そう見るからである。ここでもまた、前章で述べたような、「正規化も強制退去もできない」サンパピエの移民がバスクワ法によっ

て大量に生み出され、一九九六年のサンタンブローズ教会占拠にはじまる激しい正規化運動がおこった事例を思い起こさずにはいられないのである。⁽⁴²⁾

実際、二〇〇六年移民法は非人道的だとの批判の高まりを受けて、政府は改正法成立後の二〇〇六年六月一三日の内務相通達で一定の正規化の条件を示した。学齢児童がいる家庭への配慮から、「フランス生まれか、十三歳になる以前からフランスに住んでいる子供がいる」「統合の意志がある」などの条件を満たす場合には、申請に基づいて審査し正規化としたが、ここでも「統合の意志」を判断基準に盛り込んだため、約七千人の正規化が行われる一方、同じような条件でも正規化される者されない者が分かれるなど、混乱を招いている。⁽⁴³⁾

第三に、この新移民法にもとづく移民政策の転換の喧伝が、移民問題の焦点を真の論点からそらしてしまう傾向がある点である。先述のようにサルコジ内相（当時）は、郊外の暴動事件に際して、騒擾を起こすような「ごろつき」は追い出してしまえと言ったわけだが、実のところ騒擾行為に走った移民系の若者たちの多くは、移民二世、三世でありフランス人である。「入り口」でコントロールすることも、不法移民として強制退去を命じることもできない「国民」なのである。

INSEEの発表では「外国で生まれ、出生時にフランス国籍を持っていなかった」ものとして定義される移民の数は二〇〇四年現在でおよそ四九三万人である。⁽⁴⁴⁾ 内訳は「外国生まれの外国人」が二九六万人、「外国で生まれフランス国籍を取得した者」が一九七万人であるが、「外国人の親からフランスで生まれて国籍を取得した移民二世」には含まれない。第一章でも述べたように、移民二世以降は国籍の取得によって、統計上でも「移民」のカテゴリーから消えてしまっているからである。

にも関わらず、政治世界を含む日常的な言い回しの中では、移民という語は国籍を取得した移民二世、三世も含めて

使われることがしばしばある。この用語法の曖昧性によって、移民法にもとづく移民政策が、日常的な意味での移民一般の問題を解決する鍵であるかのような錯覚が生まれやすい。さらに、語の区別に十分に留意したとしても、今度は国籍を持っている以上すべての権利はすでに開かれてはいるはずであり、さらにフランス人の中で民族的出自にもとづくような差別的取り扱いはできないという議論がそれ以上の政策的対応を阻みがちとなる。

共和主義のもつ普遍主義に対する確信は左派も右派も同じである。共和主義的議論の枠組みの中では、その多くがフランス人である移民二世、三世の問題はこうして二重三重に見えづらく対処しづらいものとなりがちなのである。

この観察からすれば、郊外暴動は移民二世や三世が自らを可視化するためにあげた無意識の叫びのようなものであったと解することができるのかもしれない。彼らはサンパピエのように正規化の権利を求めているわけではなく、明日への手応えを求めているのである。しばしば「ガレール (galere)」と呼ばれる郊外の若者の日常とは、社会的排除そのものである。それもその語の原義 (ガレール船) のように使役されて苦悩するというのではない。雇用される希望もなく、しばしば行くべき学校もなく、フランスにも父母の本国にも愛着をもてず、要するに社会の中で身を落ち着けるべき場所を何ら持たずに、ただ同じような境遇の若者たちと群れて過ごしているそのような日常である。ムスリムを自認する一ここではその宗教的帰属を問題にしているのではないが、若者の間では、一切の学位を持たない者、つまり義務教育しか受けていない者が一五パーセントを超えるが、これは一般のフランス人の二倍に当たる (一九九八―二〇〇〇年調査)⁽⁴⁵⁾。ガレールは、わずかばかりの生きる手応えとしての破壊のための破壊を生んでいるのである。

しかし、このような移民系の若者たちの直面している現実に対する回答が「入り口」のコントロールたる移民法改正という形で返ってくるところに、議論の悪循環と今日のフランスの行き詰まりが表れているように思われる。移民法を改正したところで、「国民」の問題は何ら解決しないからである。

- (32) 高山、前掲書七九頁。原文は以下の通り。
 “Art. L. 315-1. La carte de séjour “compétences et talents peut être accordée à l'étranger susceptible de participer du fait de ses compétences et de ses talents, de façon significative et durable au développement économique ou au rayonnement, notamment intellectuel, scientifique, culturel, humanitaire ou sportif de la France et du pays dont il a la nationalité. Elle est accordée pour une durée de trois ans. Elle est renouvelable. Lorsque son titulaire a la nationalité d'un pays membre de la zone de solidarité prioritaire, son renouvellement est limité à une fois.”
- (33) Loi n°84-622 du 17 juillet 1984 portant modification de l'ordonnance n° 45-2658 du 2 novembre 1945 et du code du travail et relative aux étrangers séjournant en France et aux titres uniques de séjour et de travail.
- (34) 入国滞在法典し第四一―一五条、二〇〇六年移民法第四五条
- (35) 入国滞在法典し第三一―一九条、二〇〇六年移民法第五條。同契約そのものは当該外国人の理解できる言語に翻訳される。
- (36) 高山、前掲、八一頁。ただし傍点は中谷のものである。原文は“L'étranger admis pour la première fois au séjour en France ou qui entre régulièrement en France entre l'âge de seize ans et l'âge de dix-huit ans, et qui souhaite s'y maintenir durablement, prépare son intégration républicaine dans la société française.”（入国滞在法典し第三一―一九条。）
- (37) ちなみに二〇〇八年にパリ第一大学に留学した筆者の友人によれば、この語学研修は上限四〇〇時間に及ぶということがある。
- (38) 高山、前掲、八一頁。原文は“La formation civique comporte une présentation des institutions françaises et des valeurs de la République, notamment l'égalité entre les hommes et les femmes et la laïcité.”（入国滞在法典し第三一―一九条）
- (39) 高山、前掲、八五―八六頁
- (40) 外国人の両親を持ちフランスで出生した子供に、一六歳から二一歳までの間に「意思表明」による国籍申請手続きを義務づけた改正国籍法。これに関しては、拙論「フランスにおける移民の社会統合と共和国理念」（河原祐馬・植村和秀編『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂、二〇〇六年所収）で論じている。
- (41) http://www.lemonde.fr/opinions/article/2006/04/10/les-limites-de-l-immigration-choisie-par-laetitia-van-ecckhout_760016_3232.

html

- (42) 稲葉、前掲書を参照
- (43) 朝日新聞二〇〇六年九月二〇日朝刊
- (44) Insee, *Première*, n°1098 - août 2006.
- (45) Laurance and Vaisse, *op. cit.*, p. 40

第三章 「イスラム vs 共和国」の幻想

(一) 共和国という「宗教」

筆者は今、移民二世、三世の姿は、入国と滞在を扱う移民法に依拠した移民政策の枠組みからは外れてしまうと書いた。この消えた移民二世、三世の姿が再発見される議論の場がしかし、ひとつ存在する。すなわちムジュルマン（仏語で「イスラム教徒」）として移民を語る場合である。

一九五八年憲法第一条は「フランスは、不可分の、非宗教的な、民主的な且つ社会的な共和国である。フランスは、出身、人種または宗教による差別なしに、すべての市民の法の下での平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する⁽⁴⁶⁾」と規定する。これは単なる国民間の権利の平等を制度としてうたっただけのものではない。フランスにおいて「共和国」とはかつて、ヴィクトル・ユーゴーが述べたように、政治体制を超えて理念 (*idée*) であり原則であり進歩の具現化である。特に、「非宗教的 (*laïque*) な共和国」は、十九世紀のカトリックとの長い闘争の中で鍛えられてきたフランス国家の精神的支柱であり、公共の空間は徹底して世俗的であることが求められる。公共空間を宗教から完全に切り離し、宗教はあくまで私的空間に閉じこめることで、国家の諸宗教に対する中立性および諸宗教の真の共存を可能

にする、とするのが非宗教性原理（ライシテ・judice）の考え方であり、これは公立校における宗教教育を排除した一八八〇年代の一連の教育改革法、および一九〇五年の政教分離法を経て定着していった。ライシテは長い共和国の歴史を背負っている理念であり原則なのである。⁽⁴⁷⁾

移民二世、三世が「内なる他者」、つまり国籍を有しながらもフランス社会との統合を果たさない存在としてクロールズアップされてきたとき、国籍（≡制度）には組み入れられているだけに、共和国精神の浸透しない対象としてのとらえ方が浮上し始める。それは移民の中に、なにか共和国精神と真っ向から対立するような本質があると考えられることでもある。その「本質」こそイスラムであった。

一九八九年のいわゆるイスラム・スカーフ事件はまさに、成長してきた移民二世、三世がイスラムとしてくくられていくきっかけを作った。すでによく知られているように、⁽⁴⁸⁾これはパリ郊外のコレージュ、ガブリエル・アヴェ校において、マグレブ系の女子中学生三人がイスラムのスカーフを被ったまま授業を受けようとし、これが公教育の場は宗教的に中立的でなくてはならないとするフランスのライシテ原理に背くということで問題とされ、全国的な反響を呼んだ事件である。類似の問題はその後も十数年にわたって続いたが、公立校において「これ見よがし（ostensible）」な宗教的標章、服装を身につけることを禁じる「宗教的シンボル排除法」が二〇〇四年に成立するに及んで、現在は一応の決着を見ている。

この法律は、キリスト教の大きな十字架やユダヤ教のキツパ帽も排除するものであるから決してイスラムの排除ではない。誤解されやすいが、決して「スカーフ禁止」法ではないのである。この限りでは、フランスは自国の原則に照らしつつ責任ある明確な基準を示したと言えるだろう。

スカーフ論争の影響として注目すべき点があるとすれば、それは宗教的シンボル排除法の成立ではない。法律それ自

体は、宗教的標章に関する公立学校のこれまでの慣行的基準からそう隔たったものではないからである。むしろ一連の議論の過程で「イスラム VS 学校」、そして「イスラム VS 共和国」という視角がフランス社会に広まっていったことに事態の新しいさがある。⁽⁴⁹⁾

しかもそうした議論はむしろ左派知識人の問題提起を受けて進んできた。一九八九年のスカーフ事件直後、レジス・ドブレ (Régis Debray) らは『ル・ヌーヴェル・オプセルヴァトゥール』誌において、「原則 (discipline) と差別 (discrimination) の混同は原則を破壊する」として、共和国の原則であるライシテの厳格な遵守を訴え、大きな議論を巻き起こした。⁽⁵⁰⁾ 「共和国の基礎は学校である。だからこそ学校の破壊は共和国の破壊を進めかねない」とする、彼らの言説は、カトリックとの闘争の中で一連の教育改革によって、公教育におけるライシテ原理を確立していったジュール・フェリーの精神を今に受け継いだものと言えるだろう。

一八八〇年代のジュール・フェリーの闘いがカトリックの十字架を教室から排除することにあつたとすれば、一九八九年以降の共和派の闘いはイスラムのスカーフを教室から排除し続けることである。公立学校は昔も今も、宗教によって分断されない共和国のひながたでなくてはならないのである。

ライシテの厳格な運用を求める「ライシテ教条派」がドブレやフィンケルクロート (Alain Finkelkraut) であったとすれば、差異への権利を尊重してより柔軟に考えようとする立場をとったのが当時の文相ジョスパン (Lionel Jospin) であり、これは「ライシテ寛容派」と呼ばれた。⁽⁵¹⁾ しかしいずれにせよ、歴史家のクリージェル (Annie Kriegel) が事件直後から率直に「ライシテの概念はイスラムのコンテキストの中では把握しやすいものではない」と述べていたように⁽⁵²⁾、イスラムは本質的に聖俗分離の概念をもたない。したがって、歴史に裏打ちされた非宗教性原理にもとづくこの共和国モデルが、果たしてイスラムにも通用するのか、という疑問が呈されるのは当然のことであった。

翌一九九〇年に『統合のフランス』⁽⁵³⁾を出し、多様に開かれた共和主義を主張する穏健派シュナペール (Dominique Schnapper) もまた、イスラムがライシテ原則と根本的に衝突しうる可能性があることは認めていた。シュナペールは「イスラムの伝統は私たちのように宗教を政治から分離したりはしない。そして、フランスのようにライシテをもたない他のヨーロッパの政治形態には容易に組み込まれる」と、述べている。⁽⁵⁴⁾

スカーフ事件は、それがあまりに象徴的にライシテ原理と衝突するかに見えるからこそ、共和国の本質をめぐる議論を引き起こしたのである。論争は、共和国モデルはイスラム系若年フランス人を統合しうるのか、という点へと収斂していき、移民政策そのものよりは、共和国モデルのありようについて、あるいは共和国そのものについての、実践的というよりは政治的で観念的な性格を帯びた主張が論壇を賑わすことになる。

レヴィイ (Reval-Lévy) は二〇〇二年に出版したある本の中で、スカーフ事件をめぐる言説を分析し、フランスのイデオロギー・シーンが《共和国という「宗教」》に彩られていることに警告を発している。⁽⁵⁵⁾ たしかに、ドブレヤフィンケルクロートらが言うように、原則としての次元では共和国原理にのっとった公教育による移民の社会統合、という考え方は立派である。しかし問題は、現実の次元では、全校生徒の半数以上がイスラム系であるクレリュの中学校がそうであったように校外のいくつかの学校はゲッター化し、普遍主義的な公教育モデルとは存在自体として遠いところにあるという苦い事実である。⁽⁵⁶⁾

レヴィイらは「統合の、フランス人化の、共和主義化の装置としての学校はもはや機能していない」⁽⁵⁷⁾と考えている。

(二) イスラム・スカーフ事件とは何であったか

移民系の若者をイスラムと規定する限り、論理的にはライシテ原則と、そしてつまりは共和国原理との衝突は避けが

たく見える。公私を厳格に分離し、公共空間から宗教的事柄を排除するという共和国のライシテ原則と、聖俗分離の概念を持たず、人間生活のあらゆる面を覆うイスラムの考え方は、本質的に相容れないからである。

スカーフ（ヴェール）はたしかにそれがイスラムのシンボルと見なされるがゆえに、ライシテ原則に照らして考える必要がある問題であった。しかし、移民問題がイスラム問題であったかという点と、それは違う。

論争の発端となった一九八九年のクレリュの事件では、五〇〇人を超えるイスラム系学生のうち、スカーフ事件の当事者となったのは女子中学生三人のみである。他の例を見てもスカーフ着用シンドロームのような現象は、実はどこにも生じてはいない。内務省の報告では、二〇〇三年の時点でフランスの学校でスカーフを着用してきたものは、だいたい二五万人のイスラム系女子学生がいると思われる中で一二五四名。ちなみに一九九四年は二〇〇〇人であるからかなり減少していることになる。⁽⁶⁰⁾ 教師にスカーフを取ることを命じられても従わなかったものは一九九四年には三〇〇名、二〇〇二年には一五〇名である。宗教色排除法が国民議会で審議された二〇〇四年二月の頃も、反対集会はあったものの規模も小さく盛り上がりには欠けた。⁽⁶¹⁾

それでは、宗教色排除法が施行された後は、イスラムの怒りの炎は燃えさかっただろうか？ノーである。アメリカのメディアが―そしておそらくは日本のメディアも―期待したほどの、ドラマは起こらなかった。イスラム系移民に対するこのような厳しいフランスの「同化」政策がうまく行くはずはない、という諸外国の思いこみもまた、まさに思いこみに過ぎなかったのである。

宗教色排除法試行直後の二〇〇四年九月の新学期を見れば、始業の日にはスカーフを被ってきたものは六三九名。教育省の発表によれば、教師の説得により、その数は一〇月一五日には七二名にまで減じた。この年退校処分となったものが四八名、公立校をやめて転学したものが一四三名である。⁽⁶²⁾ この転校組はイスラム系の私立学校、もしくは皮肉なこと

だがカトリック系私立学校に向かったと思われる。

共和国の危機があれほどに叫ばれながら、拍子抜けのような結果に終わったのはなぜなのだろうか？フランスの未来というベルトを賭けて、赤コーナーにはチャンピオン共和国精神ライシテ、青コーナーには最強の挑戦者イスラムが立ち、ゴングが鳴るまでに足かけ十五年もにらみ合ったというのに、実にワンサイドなゲームではないか。

そうではない。そのような試合などはじめから成立してはいなかったのではないか。フランスは自らの影とシャドウボクシングをしていただけであって、いざリングに出てみると相手側コーナーに、やる気のある挑戦者などいなかったのである。

実際、宗教色排除法案が、目立つ宗教的標章・服装を生徒が身につけることを禁じていることについて、イスラム教徒（自分で認めたもの）に対し賛否を聞いた二〇〇四年一月のアンケート結果がある。全体としては賛成が四二パーセント、反対が五三パーセントで、わずかに反対が上という程度である。また、同じアンケートの中の、スカーフ問題に関する議論が、十分か、まだ不十分か、もうたくさんか、という設問では、七割以上の圧倒的多数が「もうたくさん」と回答している。⁽⁶³⁾

たしかに、スカーフ事件はその象徴性からして、移民問題の中でイスラムという指標が前面に出た形の事件ではあった。対応に当たった現場の混乱を考えると、国が統一的な基準を示す必要はあったし、それがライシテに依拠せざるを得ない理由も理解できる。ただし、共和国原理がイスラムからの挑戦を受ける形となるような事件とは、実はかなり例外的な事例だったのではないのだろうか。政府を困惑させ、論壇をにぎわせる大きな事件ではあったが、それはスカーフのもつ宗教的象徴性が実際以上に事件の構図を大きなものに見せてしまった、その反映なのだ。イスラム原理主義とは関わりのない一般の移民が、イスラムとしてのアイデンティティをかざして、ライシテのような共和国の支

柱的原理への異議を申し立てる例は、むしろ他にはあまりないのではないだろうか。たとえば二〇〇一年のサッカースタジアム事件⁽⁶⁴⁾にしても、二〇〇五年秋の郊外暴動事件にしても、移民系の若者たちによるものではあったが、宗教心によって引き起こされた事件ではない。

一連のスカーフ事件も、そのすべてがイスラムとしてのアイデンティティを公共の場で発露することを望んでのものであったとは言えない。そもそも、コーランに規定のないスカーフそのものの宗教的意味合い自体、かなり曖昧なものに過ぎず、それを身につけたからと言って宗教的帰属の表明とは必ずしもならないのである。

スカーフの意味合いについては、ロベール (Jacques Robert)⁽⁶⁵⁾ が整理したものが手がかりとなる。それによれば、若い女性たちのスカーフ着用理由には四つのタイプがある。(1) 宗教的理由からではなく、慣習・伝統・しつけといった理由で、家族の薦めによって被る場合。(2) さまざまな圧力を受けて、スカーフを被ることを義務づけられ強制されている場合。父や兄弟や夫がそれを嫉妬深く監視しており、彼女たちはその挑発によって、あるいは自分たちのアイデンティティ、差異性、信仰の深さを証明したくてスカーフを着用する。(3) 自らの身を守るため着用する場合。郊外の治安の悪さから、流行の格好をするよりもスカーフを着用する方がちょっとかきをうけにくい。(4) 単なる装いとして自由を選んでいるに過ぎない場合。神秘性をアピールして異性を引きつけた場合もあれば、容姿に関して変なことを言われたくない場合など。

ロベールはフランスが監視しなくてはならないのは(2)の場合だけだと述べているが、つまりはイスラムと共和国原理の衝突といえるケースは、スカーフ事件の中でもこのタイプの事例だけなのである。ユダヤ人とアルジェリア人の母から生まれた姉妹が、信仰の自由の権利を叫ぶことでメディアのスポットライトを浴びようとしたような事例もある。これは明らかに思春期の反抗精神の表れだが、こうした例にいたっては鼻にピアスをすることと大した違いはな

かったのである。⁽⁶⁶⁾ ムスリム女性に髪の毛を見せるよう求めることが、性的ハラスメントに当たるとの指摘もあるが、⁽⁶⁷⁾ 二分に考えなくてはならない問題とはいえ、これはファトワやイスラム団体の見解にかなり左右される問題だろう。そしてフランスのイスラム団体は最終的には共和国の法に従うよう呼びかけたのである。

諸外国が驚き、時に寛容の精神を欠くものとして非難すらした宗教色排除法が、とりあえずは比較的穏和な形で移民社会に受け入れられた背景には、上述のような事情があった。イスラム・スカーフ事件と形容することで、この事件の背景に何か強固なイスラム的精神の存在を仮定してしまったのは、フランス社会だけでなく、外国メディアの側でも同じだったのでないだろうか。

フランスのライシテ教条派は、公教育を通じた移民の教化と同化のために拳を握りしめ、外国メディアはその「同化」政策の強烈さに違和感を覚え、そしてともに均質な「ライシテ教条派なら、等しく理性的な」と形容するだろう。国民によって成り立ち、均質な国民を育てる国民国家の、共和国の、危機を喧伝した。しかし、いわばどちらもそれぞれ違う方向に大ファールを打っていたのである。移民の側は全体としては、ゲームのルールである共和国の原則をそれぞれに理解して受け入れる用意があり、原理的な対決姿勢などごく一部を除いて見られなかった。「同化」政策に対するイスラムの反抗、なるものがフランスの移民問題の焦点だという証拠はない。むしろ前節で述べたように、社会の深いところで進行している現実としての郊外の移民社会の「ゲッター化」⁽⁶⁸⁾の傾向の方がよほど深刻な問題だろう。そのゲッター化はむしろ、スカーフを教室で禁じたところで、あるいは許可したところで、解決するような性質のものではない。それでもまだ、フランスでは郊外の街区が、アメリカのように一つのエスニックグループに固まってしまいうようなことはほとんどない。共和国的「統合」がなされているとは言えないが、民族集団への閉塞もまた、起きてはいないである。

(三) フランス社会のイスラム観

フランス移民研究の第一人者であるハーグリーヴズ (Alec G. Hargreaves) が挙げる、一九九〇年代のさまざまな世論調査の結果を見ると、移民系若者の側がフランス社会に対して文化的な相違をさほど感じていないのに対し、ホスト社会のフランス人側の方が彼らをイスラムと見なし、統合が難しいと感じている、という構図が見てとれる。

たとえば一九九三年の調査では、マグレブ系若者の内、七割が家族のそれよりもフランスのライフスタイルや文化に對して、より親近感を抱いていることが分かる。対照的にフランス人の側は、イスラムがマグレブの統合を妨げる主な障害だと見なしており、一九九一年の調査ではイスラムはフランス社会の基底的な諸規範とあまりに異なるため、イスラム教徒の統合を不可能にしていると答えたものが四九パーセント、またイスラム教徒が最終的には統合されうると考えるものには四〇パーセントしかない、という結果が出ている。

より明確な指標はローレンス (Jonathan Laurence) が挙げているものだろう、二〇〇二年から二〇〇四年にかけての調査で、「イスラムの価値観」は「共和国の価値観」と両立しうるか、という設問に対し、肯定したものは三〇パーセントのみ、否定したものは五〇〜六二パーセントに達した。一方イスラム教徒のフランス人の間では、この設問に対し肯定で答えたものは七八パーセントに上る。

フランス社会における各宗教ないし価値観に対するイメージのアンケート調査結果では、予想されたことながらイスラムに対する肯定的評価がもっとも低いことを示している。対してライシテに対する支持は七割弱と突出して高い⁽⁷⁾。

これらの調査結果が示す、イスラムに対するフランス社会の拒否的姿勢、フランス社会に対するイスラムの接近、という結果は、「イスラムVS共和国」という視角が基本的にフランス社会側のものであることを浮き彫りにしている。スカーフ事件から宗教色排除法成立までの時代は、ちょうどサルマン・ラシュディの「悪魔の詩」事件、パリ地下鉄爆破

テロ事件、アメリカ同時多発テロ事件、ロンドン同時多発テロ事件など、国際的なイスラム関連の事件の続発する年代に重なる。アメリカ同時多発テロ事件に関与して起訴された犯人グループのうちに、フランス国籍のモロッコ人が含まれていたことでフランス社会に衝撃が走ったのは言うまでもないだろう。フランス社会がイスラムという言葉に身を固くするのに、不思議はない状況は整っていた。

しかしながら、宗教色排除法のまずまず成功といえる結果が、フランス社会側に一定の安堵を生んだのもたしかである。スカーフ着用禁止については、「SOS人種差別」など移民団体の側でもむしろ理解を示してきた経緯があり、宗教色排除法案に対して、フランス・ムスリム評議会（CFCEM）―これは法案を検討したスタージ委員会にも非公式ながら出席し証言を求められている―をはじめとするフランスのイスラム団体も、反対色をにじませているとはいえ、さほど目立った行動は起こさなかった。こういった事情に加えて、今度はある国際事件が、フランスのイスラムのイメージを引き上げるのに役立つことになる。

これは二〇〇四年にイラクでフランス人ジャーナリスト二名が誘拐され、その解放条件として、犯人側が「イスラム・ヴェールを禁止した法律」の撤回を求めてきた事件であるが、イラク戦争後のテロ事件、拉致事件の中でも異色の出来事であった。CFCEMばかりか、フランス・イスラム組織連合（OUIF）などより強硬なイスラム団体も含め、この事件の解決に当たってはフランスのイスラム諸団体はフランス政府と協力して、ライシテが宗教共存の原理であることを犯人グループに説く役回りを担ったのである。人質は解放された。フランスのイスラムはルモンド誌の形容によれば、共和国の犠牲者から共和国のヒーローへとその像を変えたのである。⁽⁷³⁾

フランスのイスラム団体が、外国勢力の「内政干渉」を非難し、フランスのムスリムというアイデンティティを明確にして宗教色排除法を弁護したこの事件は、ムスリムのフランス社会への統合が実は、深いところでは進みつつあるこ

とを示している。ムスリムとしてのアイデンティティは本来、その定義上トランスナショナルなものだが、フランスのムスリムは統一的で国家横断的なウンマ（イスラム共同体）の一員としてよりも、フランス人として生きることをまず求めているのではないだろうか。⁽⁷⁴⁾ あるイスラム専門家は「フランスのムスリムが共和主義者であり、サウジアラビアのワッハブ派ではない」ことが示されたとし、「フランスのムスリムはついに自分たちがいかに共和国の法に結びついているかについて、自らに問いかけ始めたのだ」と総括をしている。⁽⁷⁵⁾

われわれはここでも、現実のレベルではフランスのムスリムは同化主義的、あるいは統合主義的な共和国原理と対立をするというよりも、それと共存する能力があることを確認できる。にも関わらず問題が「共和国の危機」のように映ってしまうのは、一つには移民問題をイスラム問題に変形してライシテと対立的にとらえるというフランス社会に広く見られるディスコースのあり方のせいであり、また他方では多文化主義は善であるという思いこみから、フランスの「同化」主義に移民政策の失敗の原因を求める外国メディアの無理解のせいでもある。

(四) フランスにおけるイスラムの実践

イスラム信仰を移民問題の焦点と見るのは間違っているが、フランス社会におけるムスリム系の若者のおかれている現状が移民問題に関係しないわけでは、もちろんない。

図2と図3はフランスにおけるイスラムの信仰実践の実態を示したものである。ここで注意したいのは、第一に、禁酒とラマダンの遵守の姿勢が際だつ一方で、日々の祈りには熱心でなくモスクなどのコミュニティへの参加率が低いこと。第二に、信仰の熱心さは一九八九年から二〇〇四年の間にどちらかといえば上昇傾向にあること。この二点である。

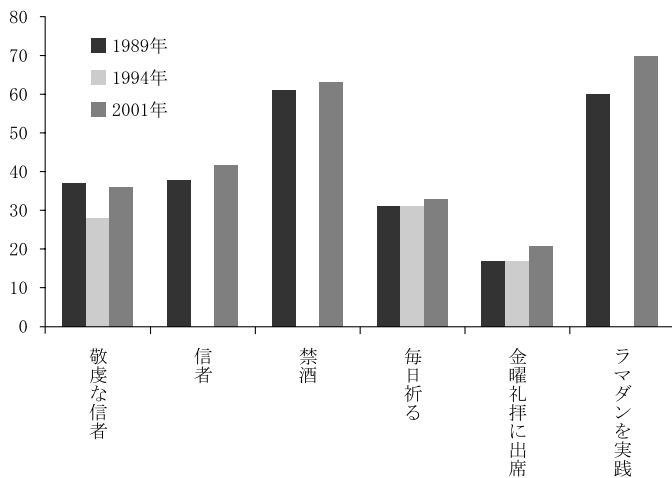


図2 フランスのイスラームの信仰と実践 2001年 (%)

出典：Lawrence and Vaisse, p. 78

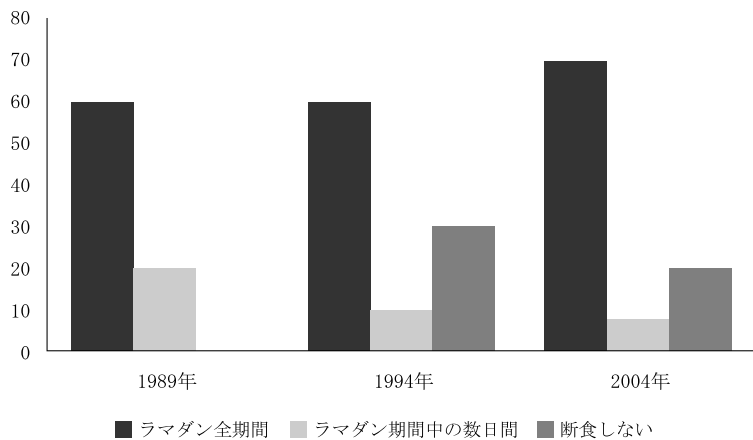


図3 フランスのイスラームにおける断食の実践 (%)

出典：Lawrence and Vaisse, p. 79

前者は信仰が家族からもコミュニティからも離れて個人化しつつある傾向を示し、後者は若年世代の方が上の世代に比べてむしろ再イスラム化している傾向を示す。両者を圧縮して述べれば、フランス社会では個人的な行き場のないイスラム信仰が、若年層の間で増大する傾向を見せているということになる。

これは世代の問題でもある。移民二世、三世はフランス人であるが、フランス社会からつねにフランス人として受け入れられてはいない。この小論のはじめにも述べたように、イミグレ（移民：immigre）という呼称がついて回る存在である。他方、彼らはフランスしか知らず、アルジェリア人やモロッコ人とも言えない。アイデンティティの回路が閉ざされており、上の世代のようなプール（アラブ人）としての自覚を持った市民団体にも、両親の出身国の団体にも親近感を持ってない⁽⁷⁶⁾。若年世代の再イスラム化の背景は、要するにアイデンティティ・クライシスなのである。

この若年層のアイデンティティ・クライシスには上の世代の経済的苦境も影響しているだろう。ハーグリーヴズは、「マグレブ系移民は、エスニックなヒエラルヒーの中で最底辺におかれていること、および外国人労働者のリクルートを促進してきた戦後数十年の時代が過ぎて経済環境がより困難なものとなったまさにその時に移民層の中でもっとも目立つ要素として登場してきたこと、という二重の不幸を抱えている」と指摘⁽⁷⁷⁾している。その子供の世代はフランスで育ち、この家庭の現実を日々体験しながら、共和主義的価値観について公教育の課程で学ぶことになり、統合を押しつけられていることへの拒否感⁽⁷⁸⁾というよりは、統合の約束が果たされていないことへの幻滅⁽⁷⁹⁾がつのるのは当然と言えよう。

共和国原理は、それが寛容でないから、あるいは抑圧的に過ぎ、同化を求めすぎるから機能していないのではない。価値として原理としてこれを否定するものは、イスラム団体を含め、まずいのである。ただ移民社会から見ると、現実を説明し、現実とのギャップを埋めるにはあまりに理想的に過ぎて空々しく響いている、と言うべきだろう。同化

主義的で普遍主義的な共和国原理は、移民問題の犯人ではなく、ただそれに対してはほぼ無力なだけなのである。

表2は、フランスの各宗教人口と礼拝施設の比率を表したものだ⁽⁷⁸⁾が、イスラムの施設の少なさがよく分かる。ムスリムの方がその他の宗派に比べて信仰実践の率が高いことを考え合わせると、不足ぶりはなおさらに際だつたろう。

移民系若者のアイデンティティ・クライシスと暴動等の事件は深く結びついた問題だと思われる。若年層の信仰が個人化し社会と接点を持たなくなっている現状から見れば、イスラム施設についてはこれを増やし、若年層の社会統合への仕掛けとして積極的に活用

表2 フランスの各宗教人口に対する礼拝施設の割合

礼拝施設	信者数	礼拝施設あたりの信者数の割合
プロテスタント教会 1,200箇所	プロテスタント 800,000人	671 : 1
カトリック教会 43,569箇所	カトリック教徒 45,000,000人	1,033 : 1
イスラム教礼拝所 1,685箇所	イスラム教徒 5,000,000人	2,967 : 1

出典 : Lawrence and Vaisse, p. 83

表3 フランスのイスラム教に関する意識調査 (%)

回答	1989年	1994年	2001年	2003年
ムスリムの要望があった場合、フランスにモスクを建設することをどう思いますか？				
賛成	33	30	31	49
反対	38	31	22	47
どちらでもいい／わからない	26	37	46	4
自分の自治体の長にムスリムが選ばれることに反対ですか？				
はい	63	55	35	
「ムスリム」の政党や労働組合に対して敵意を感じますか				
はい	68	70	52	

出典 : Laurence and Vaisse, p. 68

する方がおそらく有益だろう。ここでもイスラムと共和国はむしろ協力関係に立つ。またフランス人社会も、この点に
 関しては、徐々に態度がはっきりとしてきている。つまり、モスクをフランス内に増やしていくことについて、反対も
 増えたが、賛成も増え、無関心派が減ってきたのだ(表3)。

サルコジはこの点に関する認識ではおそらく歴代の大統領の誰よりもプラグマティックであり、かなり踏み込んだ発
 言をしている。言葉遣いの慎重さにはまったく欠け、また前章の移民法改正でもふれたように「受入・統合契約」の推
 進など有効とも思えない政策に拘泥する面はあるが、たとえば次のような指摘はことの本質をついたものだろう。いわ
 く「共和主義的メルティングポットの中で、統合が自然に進むだろうという口実のもとに、われわれは問題を無視して
 きた」「この戦略は、ムスリムの文化的宗教的アイデンティティを否定するが故に破滅的だった。否定されたアイデン
 ティティは急進化するものだ⁽⁷⁹⁾。その通りである。

しかし、フランスの積極的差別是正措置を導入すべきだとするサルコジもまた、それは空間的な区別に基づくべき
 であってエスニックな区別に基づくのではない、と表明している。であれば、見かけとは裏腹に実は本質的に新しい発
 想は何もないのかもしれないが、少なくとも共和国原理論争が問題を覆い隠していることについての認識は一歩前進し
 たようである。

註

- (46) 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』法律文化社、二〇〇三年、二一九頁
- (47) ライシテの歴史に関しては Jean Baudriot, *Histoire de la laïcité en France*, PUF, 2000 を参照
- (48) 林瑞枝「イスラム・スカーフ事件と非宗教性」(三浦信孝編、前掲書に所収)にこの経緯は詳しい。
- (49) Yan Gastaut, *Immigration et l'opinion en France sous la V^e République*, Seuil, 2000, p. 593 一九八九年のスカーフ論争の初期

の頃に比べ、一九九四年のバイルー通達の頃にはスカーフを共和国の脅威と考える論調が各紙に見られるようになっていく。

- (50) Le Nouvel Observateur, 24 novembre 1989.
- (51) Gastraut, *op. cit.*, pp. 578-87 を参照。
- (52) Anne Révah-Lévy et Maurice Szafraim, *Malaise dans la République-intégration et désintégration*, plon, 2002, p. 60
- (53) Dominique Schnapper, *La France de l'intégration-sociologie de la nation en 1990*, Gallimard, 1991
- (54) *Liberation*, 24 novembre 1989.
- (55) Révah-Lévy et Szafraim, *op. cit.*, p. 43
- (56) *ibid.*, p. 62
- (57) *ibid.*, p. 53
- (58) Gastraut, *op. cit.*, pp. 588-9. そもそも「スカーフ (ヴェール)」を指す名称が各紙で異なり、どの用語を用いるかでも立場の違いが表れていた。ルモンド誌が中立的な「スカーフ (foulard)」「リベラシオン誌が「ヴェール (voile)」でこれも中立的だがやや宗教的ニュアンスがある。コティディエン・ド・パリ誌の「チャドル (tchador)」はベルシア語由来で神秘的ニュアンスが感じられる。わざわざ「イスラムのスカーフ (foulard islamique)」と表記したりヘジャブ (hijab) とした例もある。しかし、各誌で違っても同じテーマについて論じている以上、フランス社会の間で用語がどれも等置可能なように見なされていくのは避けがたかった。
- (59) Laurence and Vaisse, *op. cit.*, p. 165
- (60) もちろんこの数字は過小かもしれない。シラク大統領に委嘱を受けてスカーフ問題に取り組んだスタージ委員会のある委員の推計では五千から一万名ほどと見ている。 [Laurence and Vaisse, *op. cit.*, p. 80, p. 165]
- (61) 二回にわたって数千人規模の抗議集会があったがフランスでは大きなものとは言えない。 [Laurence and Vaisse, *op. cit.*, p. 170]
- (62) 読売新聞、二〇〇五年三月四日朝刊の報道によれば、全国で六三四名の女子生徒がスカーフを被って登校し、うち法律に従ったものが五三四名、従わずに退学、転学したものが一〇一名である。
- (63) Laurence and Vaisse, *op. cit.*, pp. 168-9

- (64) 二〇〇一年一月六日にフランス国立競技場で行われたサッカーの「フランス対アルジェリア戦」において、移民系の若者たちがフランス国家マルセイエーズを侮辱した事件。TV放送がされていたため大きな反響を呼んだ。
- (65) Jacques Robert, *La fin de la laïcité*, Odile Jacob, 2004, pp. 163-4
- (66) Laurence and Vaisse, *op. cit.*, p. 166 二〇〇三年十月のオベルピリエにおけるレヴィ姉妹の例。宗教的実践はしていないがユダヤ人の父と、アルジェリアのカピール地方出身の母(宗教的には不可知論者)の間に生まれたが、父と母は長く別居していた。
- (67) 内藤正典『ヨーロッパとイスラーム―共生は可能か』岩波新書、一四七頁
- (68) Bauer et Raufert, *op. cit.*, p. 36 によれば二〇〇四年の時点で、要注意地区六三〇の内三〇〇にゲッター化の傾向がある。
- (69) Hargreaves, *op. cit.*, pp. 146-147
- (70) Laurence and Vaisse, *op. cit.*, P. 64
- (71) *ibid.*, p. 64 イスラムについての肯定的評価は二〇パーセント強でしかなく、また、他の宗教と異なり、唯一否定的評価の方が上回っている。
- (72) 山口昌子『大國フランスの不思議』角川書店、二〇〇一年、九一頁
- (73) Laurence and Vaisse, *op. cit.*, p. 172
- (74) *ibid.*, p. 172
- (75) *ibid.*, p. 172 Bruno Etienne の指摘である。
- (76) *ibid.*, p. 93
- (77) Hargreaves, *op. cit.*, p. 146
- (78) この表からはユダヤに関するデータは除いた。誤記と思われるからである。
- (79) Hargreaves, *op. cit.*, P. 90
- (80) *ibid.*, p. 196

おわりに

マリアンヌは口うるさく理想主義的で教育熱心な母親である。この女神は共和主義の守り手として、すべてをまづフランス革命の精神から、自由平等友愛から、人間理性の尊重から、説き起こさないことにはおさまらない。理性の神マリアンヌはライシテがお気に入りである。

ライシテは国家の宗教からの独立を保障し、宗教の共存を促す原理であり、すくなくとも今日のフランス人の理解においては寛容の条件である。しかし、それは当然に、そのような寛容を保障するものとしての非宗教性それ自体の価値を積極的に肯定する。ライシテはたとえば、カトリックやイスラムと、あるいは無神論と同列に並べられる価値態度ではない。それらすべての上に君臨し、それらすべてを共存せしめる基礎条件である。ライシテは複数の真理、複数の価値の共存を計る。つまりライシテとは、本質的に神による真理の独占と闘って人間理性に基づく公共性を希求するような精神を土台とし、またこの土台を守ること自体をその使命とする。ライシテの存在理由は神々の共存の仕掛け以上のものであり、それはつまり市民的徳シヴィリック・ヴァーテューの涵養である。

ライシテはしたがって「教化」を好む。フランスの公民教育課程にライシテ学習が組み込まれているのは当然なのである。⁽⁸¹⁾人間理性によっていまだ征服されていないと見なされる精神は、ライシテによる「教化」にさらされる。信仰の放棄が迫られるのではない。ライシテは人間理性の名の下に、神の教えをも市民生活の中では相対化し、他の価値との共存を図らねばならないということを教える。それは観念としての学習にとどまらず、スカーフ事件に見るように公教育の空間そのものに体现され、そこで体験されるものでなくてはならない。この空間を生き、この空間で学ぶことで、「市民」から共和国が成り立つことを教える。それがライシテである。現代のライシテもまた、まさに啓蒙主義的な人

間理性主義、普遍的共和主義の思想であって、植民地を文明の光で照らそうとした一九世紀の「文明化の使命」論の系譜にたつのである。

一般のフランス人が植民地を意識するようになったのは、むしろ第二次世界大戦期のドイツによる占領下の時期だと言われる⁽⁸²⁾。そして、労働者ではなく移民として、かつての植民地出身の人間を自国に見いだすようになったのは移民受け入れを停止した一九七四年以降であり、その子供たちが物心ついて成長していく初めが八〇年代であった。

スカーフ事件によって、移民の子供たちがイスラム的な装いのもとでフランス社会の中に可視化されたとき、フランス人は、少なくともその一部は、啓蒙化がまだ成功していないものとして、これを見なした。マリアンヌがアラアを啓蒙し、馴化させることができるのか、という難問に自らはまりこんでいったのである。移民、移民二世のフランス人、マグレブ、アラブ、ムジュルマン（イスラム教徒）などの言葉が、まるで相互に変換可能であるかのように用いられる中で、「イスラムVSライシテ」の舞台である公教育空間のあり方が論争の主題となった。スカーフ事件のような「イスラム問題」を扱う限りでは、憲法と政教分離法に基づきライシテとの関係が論じられなければならないのは当然である。

実際には、移民の社会統合問題を扱う上では、ライシテ論も公教育も、すでに現実を遠く離れた議論になっていた。しかし、この二つの問題は混同され、移民若年層の社会的排除の現実をどう打破すべきかという議論が、しばしば共和主義的統合の是非という議論にすり替わってしまった。加えて外国メディアが共和主義的同化主義の行き過ぎを批判するだけに、共和主義を守らねばならないという意識はさらに強くなる。こうして、教条主義的というよりは、その言説自体は力強く美しい共和主義の「宗教」のもとで、問題のありかはずます見えにくくなっていった。

移民の同化に成功してきた共和主義的な移民統合モデルが危機に瀕していると叫ぶことは、それがかつてあったこと

を前提にしている。となれば同化の推進があったことだろうか。しかしそもそも同化政策とは、かつて日本が行ったような創氏改名政策のようなものを指すニュアンスが強い。それは極端としても、積極的に同化を迫るような措置をどれほどとってきただろうか。いやたしかにフランスが一九世紀以降アルジェリアで、アルジェリア人の、イスラムの精神世界の征服をもくろんで展開した諸政策こそ同化主義的であった。伝統的に苗字をもたなかったイスラムにそれを強制したのもフランスである。⁽⁸³⁾

今日では強制的ニュアンスの強いこの言葉を避けて統合という言葉が好む傾向があるが、いずれにせよ第五共和制のフランスは、人種や民族に即した政策の区分はしない、宗教は一律に教室に持ち込ませない、などの普遍的禁止を規定しているだけであって、同化のために何か積極的な政策を創造した訳ではない。教育と行政の場においてフランス語を徹底してきた歴史はあるとしても、ごくシンプルに言えば共和主義的な同化政策なるものは存在しなかった。国民共通の公教育が、あるいはせいぜい軍隊が存在していただけである。⁽⁸⁴⁾そして軍隊が同化主義的であるのは他の国でも珍しいことではない。結局のところ、積極的な同化装置の範疇に何とかなるのは公教育だけではないか。

政策は欠如しているのに、その存在しない政策モデルをめぐるディスクールだけがおびただしくそこにあった。これほど奇妙な風景があるだろうか。

「文明化の使命」が内に対しては普遍的な共和国、外に対しては文明の名の下に植民地化を正当化する帝国の論理として機能したことを歴史は記憶している。⁽⁸⁵⁾今日の移民もまたフランス社会にとって、内なる他者なのだろうか。

最後に吐露しておけば、筆者はそれでもフランスの移民統合はどちらかというと成功の部類に入るといって、E・トッド (Emmanuel Todd) の議論⁽⁸⁶⁾に一定の共感を抱いている。少なくともそれを頭から否定する気にはなれない。これは矛盾ではない。この小論でも、移民たちは共和主義の原理と衝突をしているのではなく、その価値観自体はむしろ受け入

れている―あるいは聞き流している―という点を主張してきた。人口の八パーセント、四三〇万人もの移民人口を抱えている国としては、これはむしろ驚くべきことであり、『移民の運命』のトッドや『フランスをつくる』のトリバタ(Michele Tribalat)⁽²⁸⁾ら、共和主義モデルの成功を主張するものがあるのも、それなりにうなずける思いがある。

トッドの論考は本質的には、あれこれの政策効果を論じているのではなく、フランスの伝統的な家族形態に由来する普遍主義的な政治文化や価値観が移民の包摂に好意的に作用してきたことを立証しようとしたものである。そして、人種間結婚率の高さを実質的な統合の証拠とするものである。その限りでは、フランスの移民問題は価値観の衝突によるものではなく、社会的排除に対する異議申し立てと、統合への希求の表れだと見る筆者の考えと重なるところがある。とはいえ、トッドらの見解は楽観的に過ぎる。

フランスの移民問題は、同化主義の放棄や多文化主義への移行によって解決する問題というよりは、真の移民統合政策が存在しないことによる問題である。共和主義的統合をめぐるおびただしいディスコースがその現実を覆い隠してきた。しかし、フランスにおける人種間結婚率が、社会的排除の現実に必要な政策の光を当てることを不必要にするほどに上昇するとも筆者には思えないのである。

最後に次の一言のみを述べてこのささやかな論考を閉じることとしよう。アメリカがゲットーに悩みながらもアメリカン・ドリームの神話をどこかで維持し続けているように、フランスは郊外に悩みながらも共和主義の神話をどこかで維持し続けている。どちらもゲットーの住民、郊外の住民に神話に過ぎないと疑われつつも、完全に否定されてはいない。それが国の背骨である。背骨のある国の強さの方を、今の私は信じていたい気持ちである。

- (81) 拙稿、「宗教教育—フランスにおける非宗教性原理と公民教育」（シティズンシップ研究会編『シティズンシップの教育学』見洋書房、二〇〇六年に所収）を参照。
- (82) 杉本淑彦「フランスにおける帝国意識の形成」（北川勝彦・平田雅博編『帝国意識の解剖学』世界思想者、一九九九年）、九二頁
- (83) シャルルロベール・アージュロン『アルジェリア近現代史』白水社、二〇〇二年、八七頁
- (84) Anclie Constant は統合を支える制度として、「学校、軍隊、ユニオン、フランス共産党、カトリック教会」を挙げてい^る。A. Constant, *op.cit.*, p. 264
- (85) 工藤庸子『ヨーロッパ文明批判序説—植民地・共和国・オリエンタリズム』東京大学出版会、二〇〇三年
- (86) エマニュエル・トッド『移民の運命—同化か隔離か』（石崎晴己・東松秀雄訳、藤原書店、一九九九年）
- (87) Michele Tribalat, *Faire la France, La Découverte*, 1995